

志津川都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定  
〔南三陸町復興整備計画(南三陸町決定)〕

都市計画志津川地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設を次のように 決定 する。

名 称	志津川地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設					
位 置	宮城県本吉郡南三陸町志津川字天王山、字沼田、字袖浜					
面 積	約 24.4ha					
其住宅施設の設置特徴及び業務規模施設又は公益的施設及び公	住宅施設	約 17.2ha		備考	住宅団地および災害公営住宅等を配置する。	
	特定業務施設	-				
	公益的施設	約 4.2ha			役場、公立病院等を配置する。	
公共施設	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	
		地区内幹線道路	1号道路	12m	約1600m	
		-	-	-	-	
	公園及び緑地	種 別	名 称	面 積	備 考	
		街区公園	1号公園	約0.2ha	-	
		街区公園	2号公園	約0.3ha	-	
	その他の公共施設	下水道	①雨水：調整池・排水路を設置し、排水路から志津川湾へ放流する。 ②汚水：各宅地で合併浄化槽を設置し、排水路から志津川湾へ放流する。			
		上水道	南三陸町上水道により給水する。			
	小 計	約3.0ha				
		住宅施設A	住宅施設B	公益的施設		
建築物の高さの最高限度 若しくは最低限度		10m以下	20m以下	20m以下		
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度 若しくは最低限度		-	-	-		
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		-	-	-		

「区域、住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示の通り」

理由

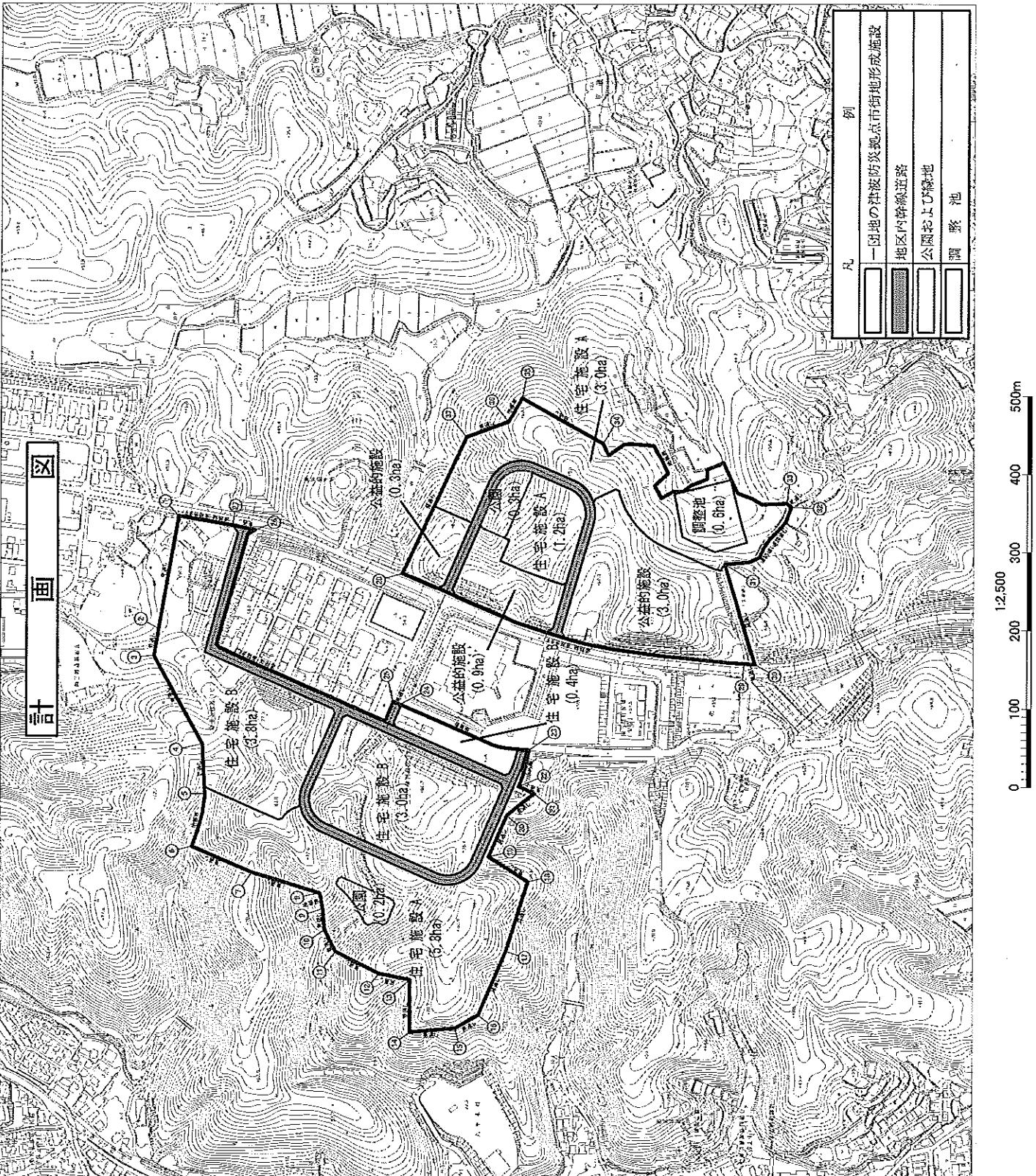
志津川地区において、津波発生時にも浸水しない高台に都市機能を配置し、これにより、津波が発生した場合においても、早期の復旧・復興を図るための行政・医療などの機能を維持し、町民による復興のための活動拠点や、隣接する既存の施設（総合運動施設）と連動した避難所・救助活動拠点となる市街地を形成するため、本案のとおり、一団地の津波防災拠点市街地形成施設を決定するものである。

# — 国地の津波防災拠点市街地形成施設 総括図

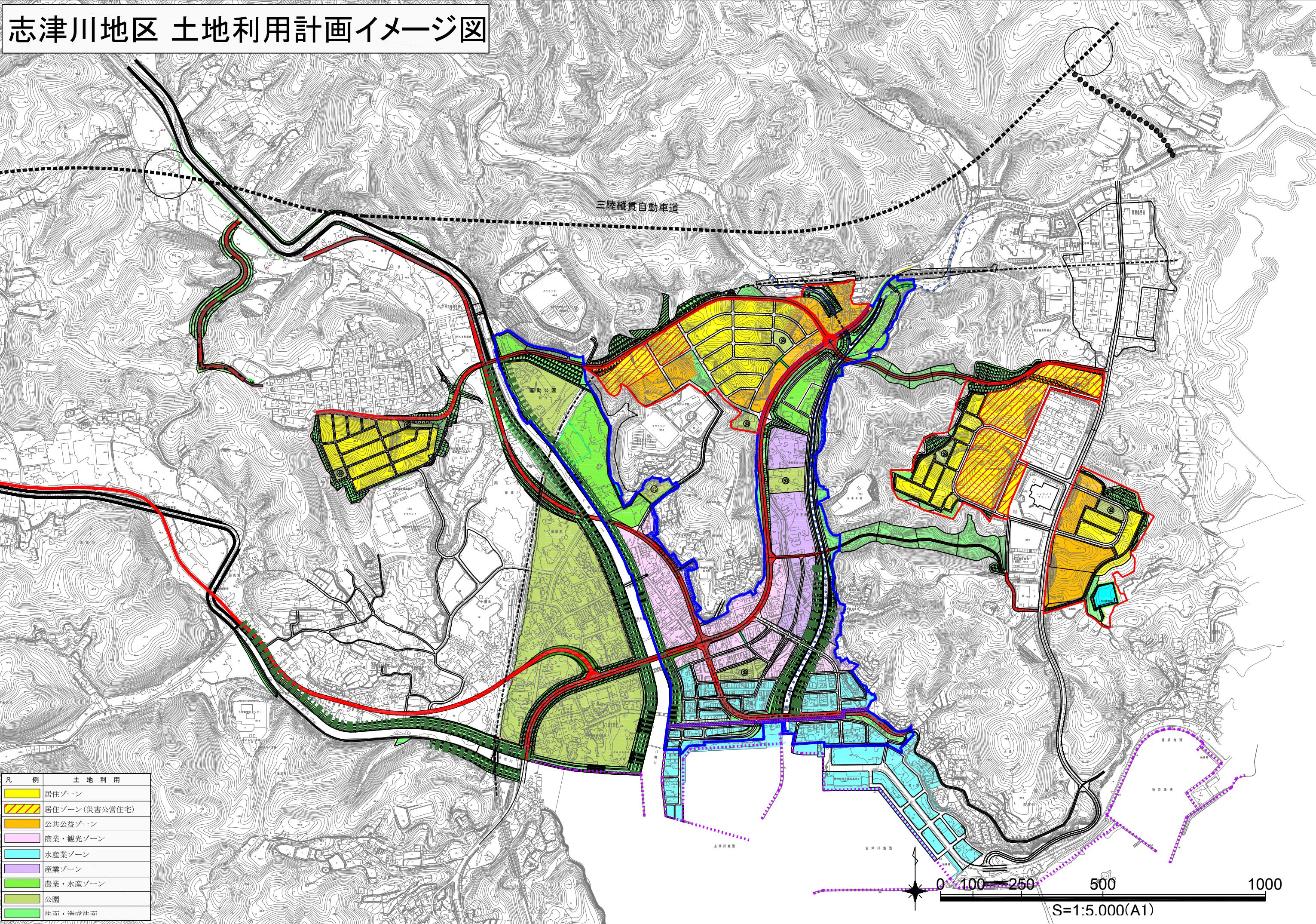
## 一 団地の津波防災拠点市街形成施設（志津川地区） 24.4ha

1-20,000

志津川都市計画 一団地の津波防災拠点市街地形成施設 (24.4ha)



# 志津川地区 土地利用計画イメージ図



志津川地区 土地利用計画平面図(東地区病院工区)

